

振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度  
の区域区分等

区域の区分		時間区分	
種別	該当地域		
第一種 区域	「振動規制法による地域の指定及び特定工場等の規制基準」により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域（第二種区域に該当する区域を除く。）	昼間	午前 8 時から午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から翌日午前 8 時まで
第二種 区域	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	昼間	午前 8 時から午後 8 時まで
		夜間	午後 8 時から翌日午前 8 時まで